

第4回伊達市総合教育会議 会 議 録

1 日 時

開 会 平成29年10月26日(木) 16時30分
閉 会 平成29年10月26日(木) 16時45分

2 場 所

市役所 2階会議室A・B

3 出席者氏名

伊達市長	菊 谷 秀 吉
伊達市教育委員会教育長	影 山 吉 則
委 員	早 瀬 芳 宏
委 員	菊 地 裕 子
委 員	平 田 賢 弘
委 員	岩 本 秀 一

4 欠席した教育委員の氏名

なし

5 会議に出席した職員の職氏名

市長部局	
企画財政部長	大 矢 悟
企画課長	高 田 真 次
企画課企画調整係長	今 野 卓 也
総務部長	岡 田 忍
教育委員会	
教育部長	金 子 達 也
教育部参与	櫻 井 貴 志
学校教育課長	三 浦 顕 多
生涯学習課長	山 根 一 志
図書館長	浅 水 まゆみ
指導室参事	永 井 修
指導室主査	吉 田 寛 和
学校教育課企画総務係長	上 山 昭 二

開 会 （16時30分）

◎高田企画課長

本日は、お忙しいところお集りいただき誠にありがとうございます。ただいまから、第4回伊達市総合教育会議を始めさせていただきます。それでは、これより先の進行は菊谷市長よりお願いします。

◎菊谷市長

それでは、さっそく議事を進めさせていただきます。

本日の会議に付す事件は、協議第1号の1案件につきまして、皆さんからのさまざまなご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議事項に入りたいと思います。

協議第1号『「いじめの重大事態」が発生した場合の講ずべき措置について』、学校教育課長および指導室参事より説明をお願いします。

◎三浦学校教育課長

今回の総合教育会議の議題であります『「いじめ重大事態」が発生した場合の講ずべき措置』について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4において、総合教育会議の協議または調整事項については、

第1号では、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

第2号では、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置とされています。

そのため、今回の総合教育会議の議題につきましては、この第2号に該当する事項であります『「いじめ重大事態」が発生した場合の講ずべき措置』であります「伊達市いじめ重大事態調査委員会規則」を取り上げ、今後、本市においていじめ重大事態が発生し、かつ、この規則に基づく調査委員会が設置された場合の対応について、市長部局と教育委員会間での共通認識を図りたいと考え、提案させていただいたものです。

なお、この基本方針は本年8月17日の教育委員会定例会において決定済みのものとなっております。万が一、この調査委員会での調査によっても、事態が解決されない場合にあっては、いじめ防止対策推進法の規程に基づき、市長部局において調査を行うことも想定されますが、この場合、法律においては、附属機関として調査委員会を設置するとされております。

そのため、本日の会議には、その際、担当することが予想される総務部の出席もお願いしたものであります。

伊達市いじめ重大事態調査委員会規則の具体的な内容については、引き続き指導室参事から説明いたします。

◎永井指導室参事

本日の議案「伊達市いじめ重大事態調査委員会規則」につきましては、いじめ防止対策推進法に基づいて昨年度策定されました「伊達市いじめ防止基本方針」にもとづき、いじめの重大事態に関して、学校内の調査での対応が難しいと伊達市教育委員会が判断する場合に調査を行うための組織となる、「伊達市いじめ重大事態調査委員会」の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めようという趣旨のものでございます。

これまでの流れでございますが、本年8月17日に教育委員会定例会におきまして、教育

委員会としての案を決定したところでございます。

なお、重大事態とは、「伊達市いじめ防止基本方針」において、①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態、③児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申告があった場合、と定義しております。

今回の規則の内容につきましては、既に教育委員会並びに市長部局に対して説明を終えておりますので、内容についても細かな説明につきまして本日は省略させていただきますが、「伊達市いじめ防止基本方針 第8項 重大事態への対処」に示しております、「市教育委員会による調査のための組織」について、規則として整理したというものでございます。

ただ、本規則に基づく調査委員会による報告書では問題点が未解明だとして、再調査請求などがあり、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため市長が必要と認めた場合には、重大事態調査委員会による調査の結果について調査を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申する組織、いわゆる「再調査委員会」についても整備が必要になります。その場合には、いじめ防止対策推進法第30条第2項および市いじめ防止基本方針の規定に基づき、市長の附属機関として設置される再調査委員会が再調査を行うこととなります。

まず、本日の総合教育会議におきましては、この「伊達市いじめ重大事態調査委員会規則」について、教育委員会だけではなく、市長部局においても共通認識をしていただきたく、いじめの防止や早期解決、問題が起きた場合の透明性のある調査を最重点課題とし、いじめ問題に対して今後とも取り組んでいきたいと考えております。説明は、以上です。

◎菊谷市長

ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

◎影山教育長

この法律を制定するきっかけとなったのが、現場の隠蔽体質や教育委員会の不十分な対応、教育長が市長に対して十分な報告をしていなかったことでおこったものと思われま

◎菊谷市長

他をみてもそのような現状にあります。最初の段階で、教育委員会と学校現場、特に学校長と教職員の間で本当のことを言うことが大事だと思います。それをごまかそうとすることに原因があり、そのような社会は深刻だと思います。

◎早瀬委員

個人が無責任にフェイスブック等をとおして発信できてしまう。正しい情報発信ということが求められると思います。

◎菊谷市長

最近ではフェイクニュースがあり、その対象になると非常に困ったこととなります。

例えば、教育委員会において、学校で誹謗中傷するニュースがあった場合の対応について、どのように対応しますか。

◎永井指導室参事

まずは、生徒指導とともに生徒からの聞き取りを行います。保護者においても情報共有して事実を確かめます。

◎菊谷市長

中学生のスマートフォンの所持率はどのくらいになりますか。

◎三浦学校教育課長

正確な数字を把握しておりませんが、3割程度と思われま

◎岩本委員

以前に勤務していた病院では、「2ちゃんねる」の標的にされて誹謗中傷が非常に多く書かれて大変だったということがありました。内容についても嘘が多く書かれており、一般の人が見てもどこまでが本当か分かりにくいと思

◎菊地委員

自分たちの価値観では、LINEから嘘が発信されたりすることが理解できないです。

◎菊谷市長

暴力的ないじめはわかりやすいですが、ネットを通じたいじめはわかりにくく、また、匿名性が高いため暴力性も増してくる恐れがあります。その点で教育委員会として対応する準備が必要になってくると思われま

◎影山教育長

今の子ども達は対人関係やコミュニケーション能力が非常に劣っており、ボキャブラリーが少ないので、LINE等においても「了解」という単語も「了」だけで絵文字も記載しない状況です。相手の真意も分からないし、それに対して過剰反応して炎上していく。現在、教育現場で始まっているのは、そういった事態に陥った場合、過剰に反応しないことを指導することが行われてお

◎早瀬委員

先日のテレビで思春期は過剰反応してしまう世代であり、人間が成長していく中で必要な過程だと放送されてお

◎菊谷市長

今の時代は過剰反応する人が増えているかもしれないです。

◎岩本委員

他の自治体でいじめがあった時に、きちんと調べて発表したところがありました。やはり、きちんと行うことが大事だと思いますし、マスコミからも評価されてお

◎菊谷市長

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

以上で、本日の日程はすべて終了いたします。

◎高田企画課長

これもちまして、第4回伊達市総合教育会議を閉会いたします。

閉 会 （16時45分）